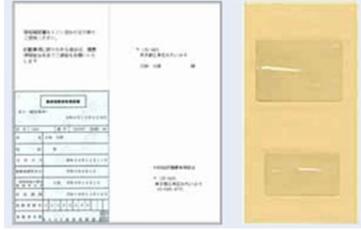


マイナ保険証をお持ちでない方の 資格確認書の一括交付について

マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を基本とする仕組みに移行したことにとともない、従来の健康保険証は令和7年12月2日以降使用できなくなります。今後はマイナ保険証にて医療機関等を受診していただけますが、マイナ保険証をお持ちでない方が医療機関等を受診する際に必要となる資格確認書を一括交付し、令和7年10月8日に事業所様に到着するよう送付いたしますので、届きましたら該当者様へ配付くださいますようお願い申し上げます。

□資格確認書の一括交付対象者について

対象者	従来の健康保険証をお持ちの方で、令和7年9月8日時点でマイナ保険証をお持ちでないと当組合で確認した被保険者および被扶養者 ・マイナンバーカードをお持ちでない方 ・マイナンバーカードをお持ちでも、マイナ保険証の利用登録を行っていない方 ・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限が切れた方 ・マイナンバーを当組合に提出していない方 など
様式（材質）	ハガキサイズ（紙）  ・組合印は印影 ・複製防止策を講じます
有効期限	令和11年11月30日（更新制） ※有効期限は令和11年11月30日、75歳到達日の前日または任継喪失予定日の前日のいずれか最も早い日となります。
封入枚数	一通あたり最大5名  ・交付する資格確認書が6枚以上の場合は、複数の封筒に封入されます。
到着日（予定）	令和7年10月8日 ※配送業者の都合により到着が遅れることもございます
送付先	事業所様宛

□資格喪失者分について

すでに資格喪失されている場合は、資格確認書に「喪失済」と記載しご返却をお願いいたします。

□資格確認書の再交付手数料について

差し替えによらない有効期限内の再交付については、再交付手数料として1枚あたり1,000円を被保険者より申し受けます。ただし、資格確認書（再）交付申請書に以下を添付することで再交付手数料がかかりません。

- ・天変地異による紛失で「罹災証明書」を添付したとき
- ・盗難による紛失で、被害（盗難）届が警察に受理されていることが証明できる書類を添付した時
（注）警察への届け出が遺失物（紛失）届の場合は、原則手数料は免除されません
- ・毀損し、毀損した資格確認書を添付した時

□資格確認書の取り扱い

有効期限内の資格確認書は、資格喪失や氏名変更等の手続きの際に返却が必要となります。

□資格確認書交付後にマイナ保険証に切り替えたとき

資格確認書に「マイナ保険証切り替え」とご記入いただきご返却ください。

□従来の健康保険証について

令和7年12月2日以降に各自で破棄をお願いいたします。個人情報に記載されておりますので破断などのうえ破棄ください。ただし、令和7年12月1日以前に資格喪失した場合は返却が必要となりますのでご注意ください。

□マイナ保険証への切り替え勧奨のお願い

資格確認書には有効期限を設ける必要があるため更新制となります。そのため従来の健康保険証にはなかった事務負担をお願いすることおよび更新に関わる諸経費をみなさまの保険料から支出する必要があることから、国の施策であるマイナ保険証への切り替え勧奨にご協力をお願いいたします。勧奨の際にご利用いただくためのリーフレットを当組合のホームページに掲載しております。

□問い合わせ先（返却先）

西日本プラスチック工業健康保険組合

〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場2-1-10

TEL 06-6263-0605